平成２３年（フ）第９５号
長野県松本市寿北６丁目９番27号
破産者　宮澤　忠雄
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９３号
長野県飯田市大休7106番地１　市営住宅50―30号
破産者　瀬尾　裕子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第６号
岐阜県高山市下岡本町3168番地29　グレース中山102号室、開始決定時の住所岐阜県高山市下岡本町2215番地２　シャインヒルズＡ―22
破産者　菊谷　政弘（旧姓横木）
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
静岡県御殿場市塚原1256番地
破産者　山口　忠徳
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
静岡県熱海市緑ガ丘町３番２号
破産者　小澤　克弘
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
滋賀県東近江市野村町224番地、前住所滋賀県東近江市八日市本町２番８号
破産者　ベビーズやまじこと　加増　昭藏
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８００１号
大阪府東大阪市新池島町１丁目13番２号、開始決定時の住所大阪府東大阪市新池島町２丁目11番２号
破産者　三谷貿易商会こと　三谷　康良
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３３号
大阪府枚方市楠葉丘２丁目９番10号
破産者　岡村　圭三
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２１７号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５－２　エバーグリーン淀川416号、開始決定時の住所大阪市東淀川区菅原１丁目１番29―502号
破産者　山﨑　謙司
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８５号
大阪府東大阪市西堤１丁目２番12号
破産者　安井　広美
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５４号
大阪府寝屋川市中木田町19―16―302、住民票上の住所大阪府寝屋川市秦町45番20号
破産者　オートユニティーこと　井上　達男
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６８号
大阪府枚方市牧野本町１丁目12番10号
破産者　辻本美惠子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３号
大阪府交野市東倉治３―14―６、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊新２丁目６番20―501号
破産者　二宮　正一
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番２―204号
破産者　金澤　知成
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５９号
埼玉県さいたま市浦和区仲町４―13―11プリムローズＢ103、開始決定時の住所大阪府吹田市江の木町１―１―402
破産者　米谷　信幸
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２０６号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目６番14号
破産者　岩倉　康温
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２８号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―146号
破産者　藤井　智久
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６４号
大阪府四條畷市大字下田原1326番地の２
破産者　伊藤　　博
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３７号
大阪府豊中市西緑丘２丁目７番10―103号
破産者　中川　健生
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部